

## 秦野市バイオマス産業都市構想（基本構想編）案について

### 1 目的

秦野市（以下「本市」という。）では、豊富な森林資源（森林面積が市域全体の約52%を占める）を地域特性として最大限に生かし、また、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、地産地消を軸とするバイオマス産業都市構想の趣旨、並びに地域循環共生圏の理念を踏まえたシステムによって、環境にやさしく災害に強いまちづくりの構築を目的に「秦野市バイオマス産業都市構想（基本構想編及び基本計画編）」（後者については、令和5年度に策定予定）を策定するものです。

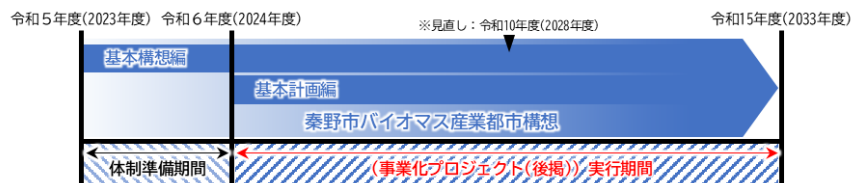
### 2 本構想の位置付けと期間（P14(22)）

#### (1) 位置付け

国の方針を参酌するとともに、総合計画（はだの2030プラン）、環境基本計画、地球温暖化対策実行計画及び関連する個別計画等をバイオマス分野から補完、連携していくものとします。

#### (2) 期間

本編の適用期間を令和5年度(2023年度)からとし、事業化プロジェクトの具現化を図るための基本計画編を令和6年度(2024年度)の施行とすることから、本構想については、令和15年度(2033年度)までとします。なお、社会情勢の変化に伴う事業の進捗等を踏まえ、概ね5年後を目安に本構想の見直しを行います。



### 3 本編の構成（P14～18）

#### (1) 目指すべき将来像

##### 『多品種少量の都市近郊型バイオマス産業都市』

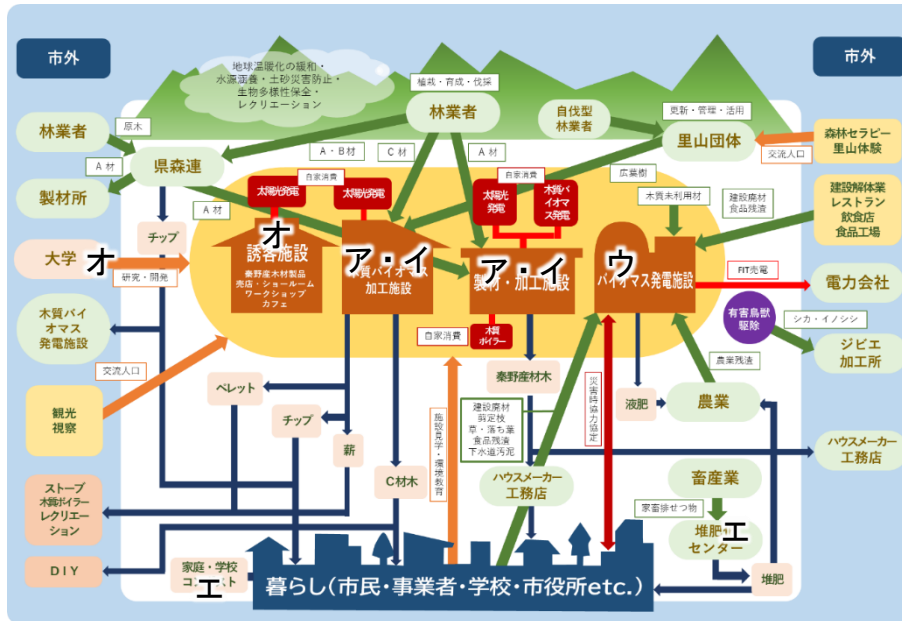
～地元で生まれたバイオマスを経済循環サイクルに乗せて暮らしの活力に還元していく～

本市のように、都市近郊に位置する自治体では、下水道汚泥、食品廃棄物、剪定枝、雑草といった日常生活とともに排出される小規模（多品種少量）なバイオマス資源が大半を占めています。

一方、豊富な森林資源の有効活用による誘客や、学習林を活用した環境教育等の優位性を生かすことによって、既存の考え方とバイオマス資源の新たな可能性が融合し、地域の“つよさ・かがやき・つながり”を生み出すとともに、地域が享受すべき効果として種々に波及していくよう5つの基本方針を設定し、目指すべき将来像を実現します。



【目指すべき将来像の体系】



【本市のバイオマス産業都市構想のイメージ（表中のア～オは、5つの基本方針と一致）】

## (2) 5つの基本方針

次のとおり、バイオマス資源を“木材そのもの”による「製品利用」と“発電等”による「エネルギー利用」との両軸に据え、かつ市民及び事業者への波及、研究・開発に寄与する活用方法等にまとめ、この5つの基本方針に基づく「事業化プロジェクト案」の具現化を図ります。

- ア 秦野産木材の活用
- イ 木質未利用材の活用
- ウ 再生可能エネルギーの活用
- エ 堆肥化（既存事業の拡充）の促進
- オ 産学公民連携の推進

## 4 推進体制等（P22）

本構想を具体的かつ効率的に推進するためには、市民や事業者等との協働・連携が不可欠です。また、各プロジェクトを実現し継続していくためには、必要に応じて大学や研究機関等との連携、国や県による財政的支援も必要となります。

そのため、庁内では、組織横断的な「秦野市地球温暖化対策推進本部」を運用して、本構想の全体管理、各種調整、広報やホームページ等を通じた情報発信等を行い、庁外では、「はだの脱炭素コンソーシアム※」を活用するなどして、事業者等への情報共有、連携の強化を図ります。

さらに、各事業化プロジェクトの進捗状況や点検評価結果については、「秦野市環境審議会」に報告し、専門的な助言を得ることとします。

※SDGsやESG投資に代表される脱炭素をキーワードとした企業経営の潮流に取り残されることなく、地域の事業者が優良なサプライチェーンを構成する持続可能な企業として成長していくため、脱炭素経営に関する情報共有並びに異業種間における相互理解を深めることを目的に構成する共同事業体のこと。